

に掲げる数値（第57条の2第6項の規定により当該数値とみなされる特例容積率の限度の数値を含む。）とみなして、第52条の規定を適用する。

- 5 都市再生特別地区内の建築物については、第56条、第57条の4、第58条及び第60条の3第2項の規定は、適用しない。
- 6 都市再生特別地区内の建築物については、第56条の2第1項に規定する対象区域外にある建築物とみなして、同条の規定を適用する。この場合における同条第4項の規定の適用については、同項中「対象区域内の土地」とあるのは、「対象区域（都市再生特別地区を除く。）内の土地」とする。
- 7 第44条第2項の規定は、第1項第三号の規定による許可をする場合に準用する。

（居住環境向上用途誘導地区）

第60条の2の2 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の建蔽率は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

3 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の高さは、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

4 居住環境向上用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第48条第1項から第13項までの規定による制限を緩和することができる。

5 第44条第2項の規定は、第1項第二号又は第3項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

（特定用途誘導地区）

第60条の3 特定用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、

関 居住環境向上用途誘導地区 = 都市再生特措法94条の2第1項 891、都計法8条1項四号の二 761・4項 763

関 建築同意 = 法44条2項 48
関 許可 = 規則10条の4 463

告 指定する歩廊の柱等 = 未制定

関 建築同意 = 法44条2項 48
関 許可 = 規則10条の4 463

関 特定用途誘導地区 = 都市再生特措法109条1項 893、都計法8条1項四号の二 761・4項 763

これらの最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの
 - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
 - 三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
- 2 特定用途誘導地区内においては、建築物の高さは、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。
- 3 特定用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第48条第1項から第13項までの規定による制限を緩和することができる。
- 4 第44条第2項の規定は、第1項第三号又は第2項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第5節 防火地域及び準防火地域

（防火地域及び準防火地域内の建築物）

第61条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は塀で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。

（屋根）

第62条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

（隣地境界線に接する外壁）

第63条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

（看板等の防火措置）

第64条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物

関 建築同意 = 法44条2項 48
関 許可 = 規則10条の4 463

関 建築同意 = 法44条2項 48
関 許可 = 規則10条の4 463

関 防火地域・準防火地域 = 都計法9条21項 764
政 防火設備 = 令109条 234

政 技術的基準 = 令136条の2 313

告 定めた構造方法 = 令元告示194号 1237

関 耐火建築物等としなければならない特殊建築物 = 法27条 41

政 技術的基準 = 令136条の2の2 314

告 定めた構造方法 = 平12告示1365号 1244

関 隣地境界線付近の建築制限 = 民法234条1項 1160

第1章 総則

第1節 用語の定義等

(用語の定義)

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
二 地階 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものをいう。
三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。
四 耐水材料 れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。
五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
六 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(面積、高さ等の算定方法)

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法(以下「法」という。)第42条第2項、第3項又は第5項の規定によつて道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。
二 建築面積 建築物(地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。以下この号において同じ。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1m後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

関 用語の意義 = 法2条 7

関 構造耐力上主要な部分/主要構造部 = 法2条5号 7

関 不燃性能及びその技術的基準 = 令108条の2 231

告 定めたもの = 平12告示1401号 1245

関 不燃性能及びその技術的基準 = 令108条の2 231

告 定めたもの = 平12告示1402号 1246

関 面積・高さ・階数の算定方法 = 法92条 132

関 地盤面 = 令2条2項 168

告 指定 = 平5告示1437号

三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第52条第1項に規定する延べ面積(建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。)には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

- イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分(第3項第一号及び第137条の8において「自動車車庫等部分」という。))
ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(第3項第二号及び第137条の8において「備蓄倉庫部分」という。))
ハ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分(第3項第三号及び第137条の8において「蓄電池設置部分」という。))
ニ 自家発電設備を設ける部分(第3項第四号及び第137条の8において「自家発電設備設置部分」という。))
ホ 貯水槽を設ける部分(第3項第五号及び第137条の8において「貯水槽設置部分」という。))
ヘ 宅配ボックス(配達された物品〔荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。〕の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分(第3項第六号及び第137条の8において「宅配ボックス設置部分」という。))

五 築造面積 工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

- イ 法第56条第1項第一号の規定並びに第130条の12及び第135条の19の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。
ロ 法第33条及び法第56条第1項第三号に規定する高さ並びに法第57条の4第1項、法第58条、法第60条の2の2第3項及び法第60条の3第2項に規定する高さ(北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。)を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、12m(法第55条第1項及び第2項、法第56条の2第4項、法第59条の2第1項〔法第55条第1項に係る部分に限る。〕並びに法別表第4(㉝)欄2の項、3の項及び4の項ロの場合には、5m)までは、当該建築物の高さに算入しない。
ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該

関 ただし書 = 令2条3項 168

関 地階の住宅等の緩和 = 法52条3項 54

関 不算入の限度 = 令2条3項 168

告 算定方法 = 昭50告示644号

関 地盤面 = 令2条2項 168

関 道路斜線制限 = 法56条1項1号 60

関 避雷設備 = 法33条 43

関 北側斜線制限 = 法56条1項3号 61

関 特例容積率適用地区 = 法57条の4第1項 65

関 高度地区 = 法58条 66

関 居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区 = 法60条の2の2第3項 68、60条の3第2項 69

関 水平投影面積 = 令2条4項 168

関 絶対高さ制限 = 法55条1項 60・2項 60

関 日影制限 = 法56条の2第4項 63、法別表第4 156

（建築基準適合判定資格者検定の受検申込書）

第1条 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第1号様式による受検申込書に申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ5.5cm、横の長さ4cmの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築基準適合判定資格者検定機関の定めるところにより、これを指定建築基準適合判定資格者検定機関に提出しなければならない。

（受検者の不正行為に対する報告）

第1条の2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法（以下「法」という。）第5条の2第2項の規定により法第5条第6項に規定する国土交通大臣の職権を行つたときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- 二 不正行為に係る検定の年月日及び検定地
- 三 不正行為の事実
- 四 処分内容及び年月日
- 五 その他参考事項

（構造計算適合判定資格者検定の受検申込書）

第1条の2の2 構造計算適合判定資格者検定（指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第1号の2様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第1条の2の3 第1条第2項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者検定を受けようとする者に、第1条の2の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第5条の5

第2項において読み替えて準用する法第5条の2第2項の規定により法第5条の4第5項において準用する法第5条第6項に規定する国土交通大臣の職権を行つたときについて準用する。この場合において、第1条第2項中「前項」とあるのは「第1条の2の2」と読み替えるものとする。

（確認申請書の様式）

第1条の3 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(ウ)項の(イ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(ウ)項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ウ)項の(イ)欄に掲げる日影図と、表1の(イ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(ウ)項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(ウ)項の(イ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

- イ 次の表1の各項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ハ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）
- ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
 - (1) 次の表2の各項の(イ)欄並びに表5の(2)項

【関 関連】 = 規則別記第2号様式▶491

及び(3)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ表2の各項の(ウ)欄に掲げる図書並びに表5の(2)項の(イ)欄に掲げる計算書及び同表の(3)項の(イ)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表2の(1)項の(イ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表2の(1)項の(イ)欄に掲げる図書、表5の(1)項及び(4)項から(6)項までの(イ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(イ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(2)項の(イ)欄に掲げる計算書を除く。）

(2) 次の(イ)及び(ii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）それぞれ当該(イ)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書の

うち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

- (i) 次の表3の各項の(イ)欄左列（(2)項にあつては(イ)欄）に掲げる建築物 当該各項の(イ)欄に掲げる構造計算書
- (ii) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表3の各項の(イ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの

【告 定めるもの】 = 平19告示823～831号、平28告示612号

(3) 次の表4の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

- 二 別記第3号様式による建築計画概要書
- 三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し
- 四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において「建築士」という。）により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法〔昭和25年法律第202号〕第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において同じ。）にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書（構造計算書を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において単に「証明書」という。）の写し

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抄）

（平成7年10月27日法律第123号）

最終改正 平成30年6月27日法律第67号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

【関】耐震改修 = 都市再生特措法19条の15第2項四号▶882

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

【政】都道府県知事が所管行政庁となる建築物 = 令1条▶553

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努め

るものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

【告】基本的な方針 = 平18告示184号

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

【告】技術上の指針となるべき事項 = 平18告示184号別添

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道

府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定〔以下「耐震関係規定」という。〕に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物〔以下「耐震不明建築物」という。〕に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

【政】公益上必要な建築物 = 令2条▶553

【政】耐震不明建築物 = 令3条▶554

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合

し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路〔以下「建築物集合地域通過道路等」という。〕に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物〔第14条第三号において「通行障害建築物」という。〕であつて既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

【省】建築物集合地域通過道路等 = 規則2条▶559

【政】通行障害建築物 = 令4条▶554

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第四号に規定する資格を有す

建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件

(令和元年6月21日国土交通省告示第193号)

最終改正 令和2年12月28日国土交通省告示第1593号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第21条第1項の規定に基づき、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件を次のとおり制定する。

第1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第109条の5第一号に掲げる基準に適合する建築基準法(以下「法」という。)第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの(次の各号のうち2以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該2以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法)とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、火災時倒壊防止構造)とすること。

イ 当該建築物(階段室及び付室を除く。)が、床面積の合計100㎡以内ごとに火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は通常火災終了時間防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、次の表の左欄に掲げる建築物の部分については、それぞれ同表右欄に定める床面積の合計以内ごとに区画されていなければならない。

建築物の部分	床面積の合計 (単位 ㎡)
スプリンクラー設備(水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。)、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの(以下「スプリンクラー設備等」という。)を設け、天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下このイ、次号ト及び第四号ロにおいて同じ。)の仕上げを準不燃材料とした部分	200
スプリンクラー設備等を設け、天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分(当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動した状態にあるものである場合に限る。)	500
スプリンクラー設備等を設け、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分(当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動した状態にあるものである場合に限る。)	600

ロ 給水管、配電管その他の管(以下「給水管等」という。)が、イに規定する火災時倒壊防止構造の床又は壁(以下このロ及びハにおいて「防火区画」という。)を貫通する場合においては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 次の(i)から(iv)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。
 - (i) 75分以下である場合 強化せっこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を95%以上、ガラス繊維の含有率を0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を2.5%以上としたもの)に限る。以下同じ。)を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上であるもの
 - (ii) 75分を超え、90分以下である場合 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が50mm以上であるもの
 - (iii) 90分を超え、105分以下である場合 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さ

- の合計が55mm以上であるもの
- (iv) 105分を超え、120分以下である場合 強化せっこうボードを3枚以上張ったもので、その厚さの合計が61mm以上であるもの
- (2) 給水管等と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められており、かつ、当該不燃材料で埋められた部分及び(1)に規定する防火被覆の外面に次の(i)から(iv)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を設けていること。
 - (i) 75分以下である場合 強化せっこうボードを張ったもので、その厚さの合計が21mm以上であるもの
 - (ii) 75分を超え、90分以下である場合 強化せっこうボードを張ったもので、その厚さの合計が25mm以上であるもの
 - (iii) 90分を超え、105分以下である場合 強化せっこうボードを張ったもので、その厚さの合計が28mm以上であるもの
 - (iv) 105分を超え、120分以下である場合 強化せっこうボードを張ったもので、その厚さの合計が31mm以上であるもの
- (3) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること。
 - (i) 鉄管又は鋼管であること。
 - (ii) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に1m以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。
 - (iii) 給水管等の外径が、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び固有通常火災終了時間に応じ、それぞれ次の表に定める数値未満であり、かつ、その内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該予備配管の先端を密閉したものであること。

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚 (単位 mm)	給水管等の外径 (単位 mm)	
				固有通常火災終了時間	
				60分以下である場合	60分を超え、120分以下である場合
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5以上 6.6未満	90	90
			6.6以上	115	90
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5以上	90	90
排水管及び排水管に附属する通気管	厚さ0.5mm以上の鉄板又は鋼板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5以上 6.6未満	90	90
			6.6以上	115	90
	その他の場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1以上 5.5未満	61	61
			5.5以上	90	61